

2021年 5月 第106号

産業文化通信

J C I 産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

電話：03-3525-4838



日本国内で新型コロナウイルスワクチン接種が開始されました。しかし、各地で依然【まん延防止等重点措置】並びに、【緊急事態宣言】が発令されており、まだ予断を許さない状況が続いております。

実習生達の中には、このコロナ禍の状況において、若干の慣れや気の緩みが出てきている人もおり、組合と致しましては、連休中の行動について引き続き注意喚起を行っております。

実習生入国・帰国の状況

(以下、2021年4月28日時点で確認が取れている情報です。)

入国便：2021年1月21日以降、全ての国からの新規入国が停止されております。

(有効なビザがある一時帰国者の再入国は可能。再入国後2週間の個室隔離が必要。) また、今後の入国再開時期についても、未だ発表は出ておりません。

帰国便：中国帰国便：予約可能、但し片道10万円前後+出国前の検査費用、帰国後隔離費用が発生。

ベトナム帰国便：救援便及び臨時便にエントリー可能(予約は不可、搭乗約2日前に通知あり)

金額約22万円+搭乗前PCR検査費用 帰国後2週間隔離

タイ：予約可能、但し出国前に健康診断及び大使館の認証が必要。

帰国直前の検査は、どこの国でも要求されるようになってきました。特に中国はPCR検査だけでなく、抗体検査(過去に感染したかどうかの検査)で陽性結果が出た場合も、抗体が消失するまでの期間、帰国が許可されませんので、より注意が必要です。

検査は、出国直前に行いますので、陽性の結果が出た場合は、チケットキャンセル費用も高額になります。

帰国困難者への特例ビザ発給について

従来であれば、実習生は実習(3年もしくは5年)満了後に、母国へ帰国します。

しかし、現在コロナウイルスの為、帰国が困難な実習満了者が多く発生しております。

実習満了後帰国困難な状況である実習生には、以下の選択肢があります。

- ① 従前の実習実施者(受入れ企業)で継続就労：実習生として在籍していた企業で、帰国できるまでの期間、仕事をしながら待機する【特定活動(就労可)ビザ】を取得します。
- ② 仕事をせず、待機のみする場合は【特定活動(就労不可)ビザ】を取得します。特定活動(就労不可)ビザ取得後、資格外活動の申請を行えば、週28時間以内のアルバイトが可能です。(職種不問)
- ③ 特定技能ビザ取得を目指す為の【特定活動】ビザ：実習とは別の職種で【特定技能】の在留資格を得る為、(ホテルや飲食業、介護職も可)特定技能を予定している企業で就労しながらビザ取得を目指すビザです。これにより、実習生の転職も事実上可能となります。

※実習生満期後のビザについてご不明な場合は、組合までお問い合わせください。